



県 章

滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 9日

第 680 号

金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定（文化財保護課、スポーツ課、医療福祉推進課、障害福祉課、イノベーション推進課）	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨（森林保全課）	4

○ 公 告

近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告（環境政策課）	4
令和8年度滋賀県立看護専門学校学生二次募集公告（医療政策課）	5
県営土地改良事業計画決定公告（耕地課）	7
公共測量終了公告（用地事業支援課）	7
一般競争入札の公告（下水道課）	7
落札者決定の公告（DX推進課）	11

○ 教 育 委 員 会 告 示

令和8年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員（特別支援教育課）	11
--	----

○ 教 育 委 員 会 公 告

令和7年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考第1次および第2次考查実施公告（生涯学習課）	12
--	----

告 示

滋賀県告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 施設の名称 滋賀県立安土城考古博物館
- 指定管理者 大津市瀬田南大萱町1732番地の2 公益財団法人滋賀県文化財保護協会 理事長 江島宏治
- 指定の日 令和7年12月25日
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

滋賀県告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 施設の名称 滋賀県立栗東体育館
- 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 副会長 高橋祥二郎
- 指定の日 令和7年12月26日
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立武道館
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 S・NKグループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 副会長 高橋祥二郎
- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立アイスアリーナ
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 S P N グループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 副会長 高橋祥二郎
- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館を除く。)
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 S・NKグループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 副会長 高橋祥二郎
- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立琵琶湖漕艇場
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 副会長 高橋祥二郎
- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立ライフル射撃場
- 2 指定管理者 高島市安曇川町青柳855番地6 特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会 会長 志村市郎
- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立伊吹運動場
- 2 指定管理者 米原市春照77番地の2 公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団 代表理事 的場

收治

- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 施設の名称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 S S グループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 副会長 高橋祥二郎
- 3 指定の日 令和7年12月26日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター
- 2 指定管理者 草津市笠山七丁目8番138号 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長 市川忠穂
- 3 指定の日 令和7年12月24日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 施設の名称 滋賀県立障害者福祉センター
- 2 指定管理者 草津市笠山八丁目5番130号 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長 大西孝雄
- 3 指定の日 令和7年12月24日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 施設の名称 滋賀県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者 彦根市松原一丁目12番17号 社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 会長 加藤善彦
- 3 指定の日 令和7年12月24日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 施設の名称 滋賀県立聴覚障害者センター
- 2 指定管理者 草津市大路二丁目11番33号 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 理事長 石野富志三郎
- 3 指定の日 令和7年12月24日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滋賀県告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立陶芸の森
- 2 指定管理者 甲賀市信楽町勅旨2188番地7 公益財団法人滋賀県陶芸の森 理事長 松井利夫
- 3 指定の日 令和7年12月19日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

滋賀県告示第24号

令和7年滋賀県告示第326号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市木之本町木之本字田神山410、418、420、422、460から462まで、464、481から483まで、字墓ノ谷517から519まで、528、木之本町黒田字阿ちら山2654-1
- 2 通知の内容の要旨 令和7年滋賀県告示第326号のとおり

公 告**近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告**

近江バラス株式会社 代表取締役 松下満康(以下「事業者」という。)から送付のあった近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和7年12月26日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)以降の図書に適切に反映させること。

1 全般的な事項

- (1) 本事業は、甲賀市土山町南土山地先において埋立面積約11.8haとする安定型産業廃棄物の最終処分場を新設しようとするものである。本県では、過去に安定型産業廃棄物の最終処分場において不適正処理事案が発生した経緯があり、本事業においても甲賀市長や住民から下流水質への影響を懸念するなどの意見が出されている。このため、事業者は関係法令を遵守するのは勿論のこと、住民の安全・安心につながるような事業計画の検討や環境保全措置の実施が求められていることに十分留意すること。
 - (2) 今後の手続を進めるに当たっては、農業や漁業従事者等を含め、周辺や下流地域住民に対して積極的な情報提供や対話をを行うよう努めること。また、事業内容および事業実施による環境への影響についての予測評価結果を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
 - (3) 方法書では、展開検査の方法、対象事業実施区域内での盛土・切土等の運土計画、沈砂池の設置計画、事業の各段階における造成断面図、埋立完了後の植樹計画など事業計画の記載が不十分である。これらは、環境影響評価を適切に行う上で必要不可欠な情報であるため、準備書において出来る限り具体的な内容を示すこと。
- 特に、安定型産業廃棄物の最終処分場では、搬入物への異物の混入が浸透水等の汚染に直結する可能性があるため、作業基準や作業手順を明らかにした上で、異物の混入を防止するための安全側に立った対策の検討や作業中の飛散防止対策等を検討すること。
- (4) また、事業計画の検討に当たっては、対象事業実施区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等を十分に踏まえること。さらに、対象事業実施区域には地すべり地形が含まれていることから、

大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮すること。

- (5) 方法書では、調査・予測・評価の具体的な手法の記載が乏しい箇所や検討が不十分な箇所が見受けられることから、準備書の作成に当たっては、選定した調査手法を具体的に示すとともに、予測・評価に用いたモデルや算出条件等を具体的に明記すること。
- (6) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加し、調査・予測・評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、準備書においてその理由を示すこと。
- (7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。

2 個別的事項

- (1) 騒音・振動 調査地点の具体的な場所とその選定理由を明らかにするとともに、各測定地点周辺の土地利用や地形の現況を踏まえ、適切な予測モデルを選定した上で予測・評価を行うこと。
特に、工事用車両および廃棄物等運搬車両の通行ルートとして計画されている甲賀市土山町大澤集落は現況の交通量が少ないとされていることから、現況からの変化についても予測・評価を行うこと。
- (2) 水質・水象 水質・水象については、各事業段階（埋立前、埋立中、埋立完了後および植生回復後など）での流出水量を推定し、環境影響を回避または低減する必要がある。降雨による流出水量等のマスバランスを出来る限り明らかにした上で汚濁濃度と流出水量を把握し、事業段階毎に下流河川への影響が最大になると考えられる条件で予測・評価を行うこと。
また、最終処分場の特性を踏まえ、準備書には方法書で示された内容に加え、各事業段階の水質モニタリング計画を記載する必要がある。その際、適切な水質項目、調査地点、頻度等を検討し、記載すること。
- (3) 景観 各事業段階における見え方の違いを把握可能なフォトモンタージュを作成した上で、眺望景観への影響を予測・評価すること。その際、植生回復後については、植樹する樹種を想定した上で、予測・評価する必要があることに留意すること。
- (4) 人と自然との触れ合いの活動の場 田村川やその周辺では、環境学習や川遊び等が行われているとの意見があることから、現地調査や関係者へのヒアリング等を通じて、環境学習等の利用実態、利用者実態および場の価値を十分に把握し、その活動と場への影響を適切に予測・評価すること。その上で、把握した場所での定期的なモニタリングや結果公表の方針を定めるなど、安全・安心な人と自然との触れ合い活動が継続されるよう配慮すること。
- (5) 温室効果ガス等 方法書では、工事中および施設供用後の重機の稼働に伴う二酸化炭素排出量の増加が想定されているが、管理事務所のほか工事用車両、場内の作業車両および廃棄物等運搬車両の通行等に際しても温室効果ガスの排出が見込まれるため、予測・評価の手法については見直しが必要と考えられる。
また、方法書には、事業実施に伴う温室効果ガス排出量や森林吸収量の増減を予測・評価するための具体的な手法の記載がないことから、適切な手法を用いて予測・評価するとともに、準備書には用いた手法や算出条件等についても明記すること。

3 その他

- (1) 甲賀市長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであり、その内容に十分留意すること。
- (2) 本事業は、県内でも最大規模の最終処分場の設置事業であり、事業実施に伴い多くの伐採木が発生するとともに、一時的に水源涵養機能が損なわれるなど自然環境への負荷が想定される。このため、伐採木の活用や植樹にとどまらず、地域住民や関係行政機関等と協議の下、更なる地元貢献に資する取組を検討すること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
(「別添」は、省略し、滋賀県のホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/347850.html>) に掲載しています。)

令和8年度滋賀県立看護専門学校学生二次募集公告

令和8年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり二次募集する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

- (1) 学科（課程） 看護学科（3年課程）

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち若干名

(4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者である。

(7) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(8) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(9) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(10) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(11) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(12) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(13) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(14) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者（事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。）

(5) 出願手続

ア 受付期間は令和8年2月2日(月)から令和8年2月9日(月)まで（土曜日および日曜日を除く。）とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和8年2月9日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校（〒526-0031 長浜市八幡東町525-1）に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(6) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書（所定の用紙に写真（縦4.5cm×横3.5cm）を貼ること。）

イ 入学試験受験票（所定の用紙）

ウ 入学試験写真票（所定の用紙に写真（縦4.5cm×横3.5cm）を貼ること。）

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書（令和8年3月卒業見込みの者にあっては、卒業見込証明書）

オ (4)イに該当する者にあっては、出願資格を有することを証明する書類

カ 入学考査手数料9,800円（郵送の場合は、郵便為替とすること。）

キ 入学試験受験票返送用封筒（所定の封筒）

ク 宛名票（所定の用紙）

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績および適性検査を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
令和8年2月21日(土)	10:00～10:50 11:10～12:00	現代の国語および言語文化（古文・漢文の範囲を除く。） 数学I

13:00~13:50	英語コミュニケーションI
14:10~14:50	適性検査

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和8年3月9日(月)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(10) その他 (1)から(9)までに定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営新旭地区土地改良事業(かんがい排水事業)に係る土地改良事業計画を令和7年12月17日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三月 大造

1 縦覧に供する書類 県営新旭地区土地改良事業(かんがい排水事業)事業計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347750.html>)でも閲覧することができる。

3 縦覧期間 令和8年1月9日から令和8年2月9日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年2月24日までに審査請求をすることができる。

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量、地形測量、水準測量、横断測量)

2 作業の地域 近江八幡市若宮町、東横関町、白王町、東近江市能登川町、今町、蒲生郡日野町野出

3 作業の終了日 令和7年12月8日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三月 大造

1 作業の種類 公共測量(路線測量)

2 作業の地域 野洲市堤、吉川

3 作業の終了日 令和7年12月16日

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三月 大造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名および数量 令和7年度第G S 55-42号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務 一式

(2) 委託業務の内容 湖南中部浄化センター、2箇所の汚水中継ポンプ場および幹線管渠等における以下の業務

一式

- ア 維持管理業務
- イ 保守点検業務
- ウ 分析・調査業務
- エ 調達業務

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所 草津市矢橋町字帰帆2108番地ほか

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす単体業者（1者のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）または共同企業体であること。

(1) 単体業者および共同企業体の全ての構成員の要件

ア 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目（大分類：役務 中分類：上下水道施設等管理 小分類：上下水道施設運転維持管理）

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314）において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間をするため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

オ 次の(ア)から(オ)までに掲げる要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

キ 単体業者および共同企業体の構成員は、当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(2) 単体業者の要件

ア この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上の施設（生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。）における1年以上の維持管理（保守点検、運転操作監視および水質管理）業務を単独または共同企業体の代表者（共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。）として元請契約し、履行した実績を有すること。

イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる技術者の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める要件を満たす者（入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。）をそれぞれ本業務に専任で配置できること。

(ア) 総括責任者 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上の施設における維持管理（保守点検または運転操作監視）業務に関する5年以上の実務経験を有すること（ただし、同上の処理能力を有する施設における3年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。）。

(イ) 副総括責任者 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上の施設における維持管理（保守点検または運転操作監視）業務に関する3年以上の実務経験を有すること（ただし、同上の処理能力を有する施設における2年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。）。

(ウ) 主任 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上の施設における維持管理（保守点検、運転操作監視または水質管理）業務に関する2年以上の実務経験を有すること。

ウ イに掲げる技術者の数は、次の(ア)から(イ)までに掲げる技術者の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(イ)までに定める数とすること。

(ア) 総括責任者 1名

(イ) 副総括責任者 1名以上

(ウ) 主任 委託業務の内容である保守点検、水処理運転操作監視、汚泥処理運転操作監視および水質管理の各業務の主任として、それぞれ1名以上

(3) 共同企業体の要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、2者であること。

ウ 経営の形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の代表者が(2)の要件を満たしていること。

3 入札参加資格の確認 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）および制限付き一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(1) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 共同企業体協定書の写し

イ 委任状

ウ 業務委託実績調書

エ 配置予定技術者の資格・業務経歴書

オ 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていることが確認できる書類

カ 誓約書

(2) 提出期間 令和8年1月9日(金)から同年2月3日(火)まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和8年2月9日(月)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成および提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を令和8年2月10日(火)から同年2月13日(金)までの間に郵便または持参で14に示す場所へ提出し、説明を求めることができる（ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和8年2月20日(金)までに回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地

(2) 契約条項を示す期間 令和8年1月9日(金)から同年2月3日(火)まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課の入札担当の電子メールアドレス（gesui.nyusatsu@pref.shiga.lg.jp）宛てに、メール表題を「令和7年度第G S 55-42号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信後、提出先に着信確認を行うこと。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
イ 受領期限 令和8年2月19日(木)午後4時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。
ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和8年2月20日(金)午前11時 滋賀県庁新館1階1-B会議室 大津市京町四丁目1番1号

6 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便による入札にあっては、入札書と同封し送付すること。

7 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札金額の10%以上を納付すること。

8 契約書作成の要否 要

9 郵便による入札の可否 可

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時

13 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 あり

14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213 FAX 077-528-4908

15 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

- (1) Nature of services required : Operation and maintenance service at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 4 : 00 p.m. February 3, 2026
- (3) Bid submission deadline : 4 : 00 p.m. February 19, 2026
- (4) For further information, contact : Facilities Management and Construction Group, Sewerage Division,

Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和8年～令和9年職員ICTサポートセンター業務 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3384
- 落札者を決定した日 令和7年10月31日(金)
- 落札者の氏名および住所 バンネットワーク株式会社 代表取締役 小林正博 京都府京都市中京区烏丸御池下ル梅屋町358番地
- 落札金額 63,637,200円(消費税および地方消費税を含む。)
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年9月26日(金)

教育委員会告示

滋賀県教育委員会告示第1号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第3条の規定に基づき、令和8年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員を次のとおり定める。

令和8年1月9日

滋賀県教育委員会教育長 村井泰彦

学校名	幼稚部	高等部	
滋賀県立盲学校	若干名	普通科	3人
		保健理療科	9人
		専攻科 保健理療科	9人
		専攻科 理療科	
		普通科	3人
滋賀県立聾話学校	若干名	情報印刷科	3人
		産業技術科	
		普通科	30人
滋賀県立北大津養護学校		肢体不自由教育	6人
		病弱教育	3人
滋賀県立鳥居本養護学校		知的障害教育	15人
滋賀県立長浜養護学校		肢体不自由教育	6人
		知的障害教育	48人
滋賀県立草津養護学校		肢体不自由教育	9人
		知的障害教育	45人
滋賀県立野洲養護学校		肢体不自由教育	9人
		知的障害教育	30人
滋賀県立三雲養護学校		肢体不自由教育	3人

滋賀県立新旭養護学校		普通科	知的障害教育	6人
			肢体不自由教育	3人
滋賀県立八日市養護学校		普通科	知的障害教育	27人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立甲良養護学校		普通科	知的障害教育	27人
			肢体不自由教育	6人

教育委員会公告

令和7年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考第1次および第2次考查実施公告

令和7年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考第1次および第2次考查を次のとおり行います。

令和8年1月9日

滋賀県教育委員会教育長 村井泰彦

1 試験区分および採用予定人員 司書 1人

2 受験資格

(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に規定する司書資格を有する者（令和8年3月31日までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）で、次のいずれかに該当する者が受験できます。

ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和8年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県立図書館等

(3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額242,519円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考查

(1) 日時 令和8年2月8日(日)9時（集合時間8時15分）から13時頃まで

(2) 場所 滋賀県庁東館（大津市京町四丁目1-1）

(3) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な時事、社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。

イ 専門試験 択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話等の使用はできません。）。

※ 教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（H Bの鉛筆等と消しゴム）を持参してください。

(4) 結果発表 令和8年2月中旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-548-9691

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和7年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)および滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和8年2月3日(火)までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 077-548-9691

イ 提出先 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

※ 持参または郵送により提出するのは、「ア(ア)出願時に必要な書類等」です。

「ア(イ)第1次考査受験時に必要な書類等」については、第1次考査当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 出願票は、令和8年1月9日(金)から令和8年1月28日(水)までの10時から17時まで(毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)を除く。)の間に受け付けます。郵送の場合は、令和8年1月26日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25ma31020101>※ 出願票を滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からあらかじめダウンロードして作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和8年1月9日(金)正午から令和8年1月26日(月)17時まで(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和8年1月29日(木)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。)。

※ 令和8年2月3日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 077-548-9691

6 第2次考査 第1次考査合格者には、第2次考査を受けていただきます。詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

- (1) 日時 令和8年2月15日(日)
(2) 場所 滋賀県立図書館(大津市瀬田南大萱町1740-1)
(3) 方法 次の方法により行います。

ア 論文試験および口述試験 図書館司書としての識見、表現力等についての小論文および口述試験を行います。
イ 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います(第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)。

- (4) 結果発表 令和8年2月中旬に合格者宛て通知します。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

- (1) 第2次考査合格者については、令和8年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第2次考査合格者に対して文書でお知らせします。
(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和8年3月中旬に採用内定の通知をします。
(3) 試験会場への自家用車の乗り入れはできません。
(4) 大学卒業見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに大学を卒業できなかつたときは、採用される資格を失います。
(5) 司書資格取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに司書資格を取得できなかつたときは、採用される資格を失います。